

田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

平成30年3月30日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等について定めるものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準)

第2条 法第47条第1項第1号又は第81条第1項若しくは第2項の条例で定める員数及び指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）の定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が田辺市暴力団排除条例（平成23年田辺市条例第15号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないものとする。

(災害等発生時の対応)

第4条 基準省令第1条の2第3項に規定する指定居宅介護支援事業者は、災害等が発生した場合は、可能な範囲において、利用者の安否の確認及び心身の状況等の把握に努め、その内容を市に報告するとともに、市が行う利用者等への支援に協力しなければならない。

2 前項の規定は、基準省令第1条に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(記録の保存期間)

第5条 基準省令第29条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。